

奈良市公報

号外第3号

平成21年2月17日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例

○奈良市教育振興基金条例	1
○奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例	2
○奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例	2
○奈良市路上喫煙防止に関する条例	2
○奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例	3
○奈良市営住宅条例の一部を改正する条例	3
○奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	4
○奈良市消防団条例の一部を改正する条例	4
○奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	5
○市立奈良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	5
○奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	5
○奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例	6
○奈良市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例	6
○奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例	6

規 则

○奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則	7
○奈良市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する規則	7
○奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則	13

告 示

○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	13
○放置自転車等の保管	13
○交付要求通知書の公示送達	14
○放置自転車等の保管	14
○指定管理者の指定(12件)	14
○奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定	17
○指定管理者の指定	17
○奈良市月ヶ瀬観光会館の臨時開館	17
○放置自転車等の保管	17
○土地区画整理法の規定による土地区画整理事業の規準及び事業計画の変更	17

○大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業) 近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員選挙の当選人	18
○放置自転車等の保管	18
○奈良市排水設備指定工事店の指定の取消し	18
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始	18
○充当通知書の公示送達	19
○道路の区域変更	19
○道路の供用開始	19
○都祁温泉フィットネスバードの開場時間の変更	20
○放置自動車の処分等	20
○放置自転車等の保管	20

公 営 企 業

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	20
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	20

条 例

奈良市教育振興基金条例をここに公布する。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原昭

奈良市条例第49号

奈良市教育振興基金条例

(設置)

第1条 本市における教育振興を目的とする事業の推進に必要な資金を積み立てるため、奈良市教育振興基金(以下「基金」という。)を設置する。
(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 前条の目的のための寄附金

(2) 奈良市一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額
(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。
(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定める

ところにより歳入に繰り入れて運用することができる。
(処分)

第6条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関する必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第50号

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市総合福祉センター条例（昭和59年奈良市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を削り、同条中第4号を第3号とする。

第4条の2第1項第1号中「、第14条」を削る。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第14条及び第15条 削除

別表第1野鳥の森の項を削る。

附 則

この条例は、平成21年2月1日から施行する。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第51号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(入所資格等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 バンビーホームの延長保育（以下「延長保育」という。）を利用する児童は、前項各号に掲げる要件を満たすほか、保護者の労働等により、延長保育の実施時間においてその監護に欠ける者とする。

第4条第1項中「入所しよう」を「入所し、又は入所しているバンビーホームを転所しよう」に、「入所しているバンビーホームを転所しようとするとき」を「延長保育を利用しようとするとき」に改め、同条第2項中「又は転所」を「若しくは転所又は延長保育の利用」に改める。

第5条の見出しを「(入所承認等の取消し)」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

2 児童育成料の額は、児童1人につき、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 通常保育（延長保育以外の保育をいう。） 月額3,000円（同一世帯から2人以上の児童がバンビーホームに入所している場合の2人目の児童に係る額は月額2,000円、3人目以降の児童に係る額は無料）

(2) 延長保育 1日当たりの保育時間1時間につき月額1,000円（同一世帯から2人以上の児童が延長保育を利用している場合の2人目の児童に係る額は月額500円、3人目以降の児童に係る額は無料）

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条の改正規定は、同年1月1日から施行する。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市路上喫煙防止に関する条例をここに公布する。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第52号

奈良市路上喫煙防止に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、路上喫煙の防止に関し必要な事項を定めることにより、国際文化観光都市としての美観の形成を図るとともに、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 路上喫煙 道路、広場、公園その他屋外の公共の場所において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。

(2) 路上喫煙禁止地域 第6条第1項の規定により指定された地域をいう。

(3) 観光客等 通勤、通学、買い物、旅行等で市内に滞在し、又は市内を通過する者（市民を除く。）をいう。
(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止に関する意識の啓発を図る等必要な施策を実施するものとする。

（市民、観光客等及び事業者の責務）

第4条 市民、観光客等及び事業者は、市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

（路上喫煙の制限）

第5条 市民及び観光客等は、吸い殻入れが付近に設置されていない場所で路上喫煙をしないよう努めなければならない。

らない。

(路上喫煙禁止地域の指定)

第6条 市長は、市民及び観光客等の身体に危険を及ぼすおそれがあり、たばこの吸い殻の散乱を招く路上喫煙の防止を図るため、奈良市ポイ捨て防止に関する条例(平成6年奈良市条例第31号)第4条第1項の規定に基づき指定した美化促進重点地域のうち特に必要と認められる地域を、路上喫煙禁止地域に指定することができる。

2 市長は、路上喫煙禁止地域を指定したときは、規則で定める事項を告示するものとする。

3 前項の規定は、路上喫煙禁止地域の指定の解除及び変更について準用する。

(路上喫煙の禁止)

第7条 市民及び観光客等は、路上喫煙禁止地域においては、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が喫煙することができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(命令)

第8条 市長又はその指定する職員(以下「指定職員」という。)は、前条の規定に違反した者に対して、その是正に必要な措置をとることを命令することができる。

(指定職員証の携帯等)

第9条 指定職員は、路上喫煙の防止に関する事務を行う場合においては、路上喫煙防止指定職員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第8条の規定による命令に違反した者は、20,000円以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成21年3月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、同年11月1日から施行する。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原昭

奈良市条例第53号

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例

奈良市地域ふれあい会館条例(平成8年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市佐保台地域ふれあい会館	奈良市佐保台二丁目902番地の239
----------------	--------------------

第2条の2第1項中「(奈良市とみの里地域ふれあい会館を除く。以下この条及び次条において同じ。)」を削る。

第2条の3第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原昭

奈良市条例第54号

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「第4項」を「以下この項、第4項」に、「及び第38条第1項」を「、第38条第1項及び第38条の2第1項」に改め、同号オ中「被保護者」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

第6条第2項、第3項第3号、第4項第3号、第5項第2号及び第6項第2号中「第4号」を「第5号」に改める。

第7条第1項中「から第5項」を「(第5号を除く。)から第6項」に改め、同条第3項中「同項各号」の次に「(第5号を除く。)」を加える。

第22条中第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第23条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の承認を受けようとする者又はその者と現に同居している者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第25条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

第38条第1項第6号中「第22条第2項」を「第22条第3項」に改め、同項中第7号を第9号とし、同号の前に次の2号を加える。

(7) 第25条第2項の規定による命令に違反したとき。

(8) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。)。

第38条第4項中「第6号」を「第8号」に改める。

第38条の2を第38条の2の2とし、同条の前に次の1条を加える。

(意見聴取等)

第38条の2 市長は、必要があると認めるときは、次に掲げる者が暴力団員であるかどうかについて、奈良県奈良警察署長の意見を聞くものとする。

- (1) 入居予定者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族
- (2) 第22条第1項の市長の承認を受けて入居者が同居させようとする者
- (3) 第23条第1項の市長の承認を受けて引き続き市営住宅に居住しようとする者及びその者と現に同居している者

2 市長は、特に必要があると認めるときは、入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、奈良県奈良警察署長の意見を聞くことができる。

3 奈良県奈良警察署長は、必要があると認めるときは、入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、市長に対して意見を述べることができる。

第38条の4中「第38条の2第1項」を「第38条の2の2第1項」に改める。

第43条中「第22条第2項」を「第22条第3項」に、「第38条の2」を「第38条の2の2」に改める。

第45条中「かかわらず」の次に「、同条第1項第5号に掲げる条件を具備し、かつ」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第1号オの改正規定は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市営住宅条例第6条第1項(同項第1号オに係る部分に限る。)の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(奈良市改良住宅条例の一部改正)

2 奈良市改良住宅条例(昭和47年奈良市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第38条」を「第38条、第38条の2」に改め、「第12条まで」の次に「、第22条第2項、第23条第2項、第38条第1項(同項第8号に係る部分に限る。)及び第38条の2」を加える。

(奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正)

3 奈良市コミュニティ住宅条例(平成4年奈良市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第38条」を「第38条、第38条の2」に、「及び第10条」を「、第10条、第22条第2項、第23条第2項、第38条第1項(同項第8号に係る部分に限る。)及び第38条の2」に改める。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原昭

奈良市条例第55号

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

奈良市農業集落排水処理施設条例(平成12年奈良市条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

東部第2地区農業集落排水処理施設	奈良市柳生町、柳生下町、興ヶ原町
------------------	------------------

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原昭

奈良市条例第56号

奈良市消防団条例の一部を改正する条例

奈良市消防団条例(平成12年奈良市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「960人」を「1,000人」に改め、同条に次の2項を加える。

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政令第346号)第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項の団員の定数とする。

3 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定数から当該定数のうち次の各号のいずれかに該当するものの合計数を控除した数とする。

- (1) 任用期間が5年未満である団員に係るもの
- (2) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員に係るもの

第3条の次に次の1条を加える。

(消防団員の種類)

第3条の2 団員は、基本団員及び機能別団員とする。

2 機能別団員は、市長が定める特定の任務に限り従事する団員とする。

3 基本団員は、機能別団員以外のすべての団員とする。

第4条第1号中「居住する」を「居住し、勤務し、又は在学している」に改める。

第7条第2項各号を次のように改める。

- (1) 第4条第1号に掲げる資格を失ったとき。
- (2) 第5条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当す

るに至ったとき。

第11条中「居住地」の次に「、勤務地又は在学する場所」を加える。

第12条に次の1号を加える。

(5) 消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行わないこと。

第13条中「団員」を「基本団員」に改め、同条に次の1項を加える。

4 機能別団員の報酬は、日額2,700円とする。

別表第1中「報酬額」を「基本団員報酬額」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原昭

奈良市条例第57号

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年奈良市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条中「5年以上」を削り、同条に次のただし書きを加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する非常勤消防団員については、この限りでない。

(1) 勤務年数が5年未満である者

(2) 任用に当たつて従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、非常勤消防団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない者

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 非常勤消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

(1) 一定期間勤務しなかつたことが明白であるとき。

(2) 任用期間が5年未満である者として勤務したとき。

(3) 第2条第2号に該当する者として勤務したとき。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平成20年12月17日掲示済)

市立奈良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原昭

奈良市条例第58号

市立奈良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立奈良病院使用料及び手数料条例(平成16年奈良市条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

分べん料	時間内	産児1人につき	90,000円
	時間外	産児1人につき	100,000円
	深夜	産児1人につき	110,000円

を

分べん料	時間内	産児1人につき	90,000円
	時間外	産児1人につき	100,000円
	深夜	産児1人につき	110,000円
	産科医療補償制度負担金	産児1人につき	産科医療補償制度に係る掛金の額に相当する額

に

改め、同表の備考に次のように加える。

3 分べん料の項の「産科医療補償制度」とは、財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度(分べん機関と妊娠婦との契約に基づいて、通常の妊娠及び分べんにもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う制度をいう。)をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の市立奈良病院使用料及び手数料条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の診療等に係る使用料について適用し、同日前の診療等に係る使用料については、なお従前の例による。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原昭

奈良市条例第59号

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「日の属する月分から」を「日から」に、「日の属する月分まで」を「日までの報酬をその月の現日数を基礎として日割計算により」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 職員が委員長、会長又は副会長に就任したことにより報酬の額に異動を生じたときはその日から異動後の報酬をその月の現日数を基礎として日割計算により支給し、職員が委員長、会長又は副会長を退任したことにより報酬の額に異動を生じたときはその日の翌日から異動後の報酬をその月の現日数を基礎として日割計算により支給する。ただし、職の異動が同日のときは、その日の報酬は、その者に有利となる報酬を支給するものとする。

第4条第4項を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第60号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案して必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を超えない範囲内で市長が定める額を加算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第61号

奈良市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正

する条例

奈良市議会の議員の定数を定める条例（平成12年奈良市条例第25号）の一部を次のように改正する。

本則中「44人」を「39人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第62号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の属する月から」を「からその月の現日数を基礎として日割計算により」に改め、同条第2項中「の属する月までの議員報酬を」を「までの議員報酬をその月の現日数を基礎として日割計算により」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 議員が議長若しくは副議長に就任したことにより議員報酬の額に異動を生じたときはその日から異動後の議員報酬をその月の現日数を基礎として日割計算により支給し、議員が議長若しくは副議長を退任したことにより議員報酬の額に異動を生じたときはその日の翌日から異動後の議員報酬をその月の現日数を基礎として日割計算により支給する。ただし、就任と退任が同日のときは、その日分の議員報酬は、その者に有利となる議員報酬を支給するものとする。

第3条第4項を削る。

第5条第2項を次のように改める。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受けける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。

(1) 6箇月 100分の100

- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
(4) 3箇月未満 100分の30

第5条第3項を削る。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の公布の日からこの条例の施行の日までの間に議会の解散により議会の議員の任期が終了したときは、当該議会の解散による任期終了の日に在職する議会の議員に対する平成21年6月に支給する期末手当については、なお従前の例による。

(平成20年12月17日掲示済)

規則

奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原昭

奈良市規則第65号

奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則（平成18年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第8条中第5号を削り、第6号を5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則第8条の規定は、平成20年10月1日から適用する。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する規則をここに公布する。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原昭

奈良市規則第66号

奈良市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援（以下「基準該当介護予防支援」という。）を行う事業者の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準該当介護予防支援に係る登録)

第2条 基準該当介護予防支援を行う事業者の登録は、法第115条の20第1項の規定による指定介護予防支援事業

者の指定（奈良市長による指定を除く。以下「指定介護予防支援事業者の指定」という。）を受けている者の申請により、当該基準該当介護予防支援を行う事業所（以下「基準該当介護予防支援事業所」という。）ごとに行う。

(登録の申請)

第3条 前条に規定する登録を受けようとする者は、奈良市基準該当介護予防支援事業所登録申請書（別記第1号様式）に、その所在する市町村が発行する介護予防支援事業者の指定に係る通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(登録)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準省令」という。）に規定する基準を満たすと認めるときは、当該申請に係る事業者を基準該当介護予防支援を行う事業者として登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録（以下「登録」という。）を行ったときは、申請者にその旨を通知するものとする。

3 登録は、登録を受けた者（以下「基準該当介護予防支援事業者」という。）が、基準該当介護予防支援事業所に係る指定介護予防支援事業者の指定を受けている期間に限り、その効力を有するものとする。

(特例介護予防サービス計画費の代理受領等)

第5条 基準該当介護予防支援に係る法第59条第1項第1号に規定する特例介護予防サービス計画費の額は、当該基準該当介護予防支援について法第58条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当介護予防支援に要した費用の額）とする。

2 基準該当介護予防支援事業者は、当該基準該当介護予防支援事業者から基準該当介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市長に届け出、かつ、その被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載がなされていない居宅要支援被保険者に基準該当介護予防支援を行ったときは、当該居宅要支援被保険者の委任に基づき、当該居宅要支援被保険者が支払うべき当該基準該当介護予防支援に要した費用について、特例介護予防サービス計画費として当該居宅要支援被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者に代わり、支払いを受けることができる。

3 前項の支払を受けようとする基準該当介護予防支援事業者は、あらかじめ奈良市特例介護予防サービス計画費の代理受領に関する申出書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により基準該当介護予防支援事業者に支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費の支給があったものとみなす。

(登録事項の変更の届出等)

第6条 基準該当介護予防支援事業者は、第3条に規定する申請書の記載事項に変更があったときは、奈良市基準該当介護予防支援登録変更届出書（別記第3号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 基準該当介護予防支援事業者は、登録に係る基準該当介護予防支援の事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、奈良市基準該当介護予防支援廃止・休止・再開届出書（別記第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、基準該当介護予防支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該基準該当介護予防支援事業者に係る登録を取り消すことができる。

- (1) 指定介護予防支援事業者の指定を取り消され、又は指定の全部又は一部を停止されたとき。
- (2) 登録に係る事業所の従業者の知識、技能又は人員について、基準省令に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (3) 基準省令に規定する基準に従って適正な基準該当介護予防支援の事業を継続的に運営することができなくなったと認められるとき。
- (4) 特例介護予防サービス計画費の請求に關し不正があったとき。
- (5) 法第59条第3項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求められてこれに応じず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 不正の手段により登録を受けたとき。

(情報提供)

第8条 市長は、必要と認めるときは、基準該当介護予防支援事業者の情報（第6条に規定する変更の届出等に係る情報を含む。）のうち次に掲げる事項を都道府県、国民健康保険連合会その他の機関に提供することができる。

- (1) 申請者の名称、所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - (2) 事業所の名称及び所在地
 - (3) 事業開始年月日
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項
- (その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式(第3条関係)

受付番号

奈良市基準該当介護予防支援事業所登録申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

所在地

申請者

名 称

代表者氏名

印

基準該当介護予防支援事業者として登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所所在市町村番号

申請者	フリガナ					
	名 称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)				
	連絡先	電話番号			F A X 番号	
	法人の種別			法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名 生年月日	職 名	フリガナ		生年月日	
		氏 名		年 月 日		
登録を受けるとする事業所	フリガナ					
	名 称					
	所 在 地	(郵便番号 -)				
	連絡先	電話番号			F A X 番号	
	管理 者	氏 名			生年月日	年 月 日
		住 所	(郵便番号 -)			
当該申請に係る事業の開始の予定年月日			地域包括支援センターの設置年月日			

【備 考】

- 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 「法人の種別」欄には、「社会福祉法人」「医療法人」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」には、申出者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 所在地の市町村が発行した指定通知書の写しを添付してください。

第2号様式(第5条関係)

奈良市特例介護予防サービス計画費の代理受領に係る申出書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

所在地

申出者

名称

代表者氏名

介護保険法第59条第1項第1号の規定による特例介護予防サービス計画費について、代理受領の取扱いを受けたいので、次のとおり申し出ます。

代理受領の取扱いを受けようとする基準該当事業所	事業所名	
	代表者名	
	所在地	(郵便番号 -)
	電話番号	
	FAX番号	
	介護保険事業所番号	

第3号様式(第6条関係)

奈良市基準該当介護予防支援登録変更届出書

(あて先) 奈良市長

年 月 日

所在地

届出者

名称

代表者氏名

印

次のとおり奈良市基準該当介護予防支援事業者登録申請書に記載した事項に変更がありましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号														
登録内容を変更した事業所		名称														
		所在地														
変更があった事項		変更の内容														
1	事業所の名称	(変更前)														
2	事業所の所在地															
3	主たる事務所の所在地	(変更後)														
4	代表者の氏名、住所及び生年月日															
5	その他															
6	変更年月日	年 月 日														

【備考】該当番号に○印を付してください。

第4号様式(第6条関係)

奈良市基準該当介護予防支援廃止・休止・再開届出書

(あて先) 奈良市長

年 月 日

所在地

届出者

名 称

代表者氏名

㊞

次のとおり事業の廃止(休止・再開)をしましたので届け出ます。

介護保険事業所番号													
廃止(休止・再開)する事業所	名称												
	所在地												
廃止・休止・再開の別	廃止	・	休止	・	再開								
廃止・休止・再開した年月日	年	月	日										
廃止・休止した理由													
現に介護予防支援を受けていた者に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)													
休止予定期間	年	月	日	～	年	月	日						

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

奈良市長 藤原昭

奈良市規則第67号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則（昭和34年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

(出産育児一時金の加算)

第12条の2 条例第5条第1項ただし書の規定により、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、同項本文に規定する出産育児一時金の額に、3万円を加算するものとする。

2 前項の規定による出産育児一時金の額の加算を受けよ

うとする者（出産育児一時金の受取りを保険医療機関に委任する者を除く。）は、国民健康保険出産育児一時金支給申請書に、前項に規定する出産であると市長が認める際に必要となる書類を添えなければならない。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(平成20年12月24日掲示済)

告 示**奈良市告示第683号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年12月16日

奈良市長 藤原昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
サポート介護センター	奈良県奈良市芝辻町一丁目1-21	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成20年12月1日
株式会社サポートサービス	奈良県奈良市芝辻町一丁目1-21		
リハビリディサービス n a g o m i 奈良三条店	奈良県奈良市三条大路二丁目1-10	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成20年12月1日 平成20年12月1日
ナラックス株式会社	奈良県天理市庵治町99		
生活屋すみれ	奈良県奈良市佐紀町2412-1 アイリスハイツ2号館1F	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成20年12月1日 平成20年12月1日
株式会社和	奈良県奈良市あやめ池南五丁目1-34		

(平成20年12月16日掲示済)

奈良市告示第684号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年12月16日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年12月16日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
- | | | |
|-------|---------|---------------------|
| ア 移動費 | 自転車 | 2,000円 |
| | 原動機付自転車 | 4,000円 |
| イ 保管費 | 1,000円 | （ただし、移動日から14日以内は無料） |

8 連絡先

奈良市市民生活部市民安全室市民安全課
電話0742-34-1111代表

(平成20年12月16日掲示済)

奈良市告示第685号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年12月16日

奈良市長 藤原 昭

1 送達をすべき文書

交付要求通知書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成20年12月16日掲示済)

奈良市告示第686号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年12月17日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市告示第687号

奈良市済美地域ふれあい会館の指定管理者を指定したの

で、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市南京終町201番地の12

奈良市済美地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市南京終町一丁目195番地

済美地区自治連合会

会長 吉田 佳弘

3 指定管理者の指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市済美地域ふれあい会館の使用に関すること。
- (2) 奈良市済美地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市告示第688号

奈良市柳生地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市丹生町847番地

奈良市柳生地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市丹生町836番地

丹生町自治会

会長 柏木 一彦

3 指定管理者の指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市柳生地域ふれあい会館の使用に関すること。
- (2) 奈良市柳生地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市告示第689号

奈良市右京地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市右京三丁目18番地
奈良市右京地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市右京二丁目2番地 平城第2団地64-106
右京地区自治連合会
会長 加藤 博
- 3 指定管理者の指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市右京地域ふれあい会館の使用に関すること。
(2) 奈良市右京地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市告示第690号

奈良市東市地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市田中町342番地の1
奈良市東市地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市田中町396番地
田中町自治会
会長 乾 善重
- 3 指定管理者の指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市東市地域ふれあい会館の使用に関すること。
(2) 奈良市東市地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市告示第691号

奈良市朱雀地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市朱雀二丁目12番地
奈良市朱雀地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市朱雀四丁目7番地の29

- 朱雀地区自治連合会
会長 四元 信義
- 3 指定管理者の指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市朱雀地域ふれあい会館の使用に関すること。
(2) 奈良市朱雀地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市告示第692号

奈良市東市地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市古市町99番地の1
奈良市東市地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市鹿野園町343番地
東市地区自治連合会
会長 辻澤 靖彦
- 3 指定管理者の指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市東市地域ふれあい会館の使用に関すること。
(2) 奈良市東市地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市告示第693号

奈良市左京地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市左京五丁目4番地の1
奈良市左京地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市左京三丁目4番地の7
左京地区自治連合会
会長代行 桜田 麻紀
- 3 指定管理者の指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市左京地域ふれあい会館の使用に関すること。
 (2) 奈良市左京地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 (3) その他市長が定めること。
- (平成20年12月17日掲示済)

奈良市告示第694号

奈良市青和地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市百楽園四丁目1番20-5号
奈良市青和地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市百楽園五丁目8番17号
青和地区自治連合会
会長 坂本昌博
- 3 指定管理者の指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市青和地域ふれあい会館の使用に関すること。
 - (2) 奈良市青和地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市告示第695号

奈良市佐保川地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市法蓮町391番地の4
奈良市佐保川地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市法華寺町1132番地の3
佐保川地区自治連合会
会長 塚本武利
- 3 指定管理者の指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市佐保川地域ふれあい会館の使用に関すること。
 - (2) 奈良市佐保川地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市告示第696号

奈良市辰市地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西九条町二丁目2番地の44
奈良市辰市地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市東九条町536番地の1
辰市地区自治連合会
会長 竹村健
- 3 指定管理者の指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市辰市地域ふれあい会館の使用に関すること。
 - (2) 奈良市辰市地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市告示第697号

奈良市月瀬地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬月瀬356番地の2
奈良市月瀬地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬月瀬461番地
月瀬自治会
会長 今井利樹
- 3 指定管理者の指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市月瀬地域ふれあい会館の使用に関すること。
 - (2) 奈良市月瀬地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市告示第698号

奈良市西大寺北地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

項の規定により次のとおり告示します。

平成20年12月17日

奈良市長 藤原昭

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西大寺東町一丁目1番15号

奈良市西大寺北地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市西大寺赤田町一丁目8番18号

西大寺北地区自治連合会

会長 青山文彦

3 指定管理者の指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市西大寺北地域ふれあい会館の使用に関すること。

(2) 奈良市西大寺北地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

(平成20年12月17日掲示済)

奈良市告示第699号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年12月18日

奈良市長 藤原昭

名称	代表者氏名	所在地	指定日
今北建設	代表者 今北逸雄	奈良県奈良市上深川 町193番地	平成20年 12月18日

(平成20年12月18日掲示済)

奈良市告示第700号

奈良市青少年野外活動センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成20年12月18日

奈良市長 藤原昭

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市阪原町25番地の1

奈良市青少年野外活動センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市四条大路三丁目1番40号

特定非営利活動法人

奈良地域の学び推進機構

理事長 上中信幸

3 指定管理者の指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市青少年野外活動センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 奈良市青少年野外活動センターの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 奈良市青少年野外活動センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

(平成20年12月18日掲示済)

奈良市告示第701号

奈良市月ヶ瀬観光会館条例（平成17年奈良市条例第43号）第4条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開館します。

平成20年12月18日

奈良市長 藤原昭

施設名	臨時に開館する日
奈良市月ヶ瀬観光会館	平成21年2月19日（木）及び同月26日（木）並びに同年3月5日（木）、同月12日（木）、同月19日（木）及び同月26日（木）

(平成20年12月18日掲示済)

奈良市告示第702号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年12月18日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年12月18日

3 移動対象区域

近鉄あやめ池駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成20年12月18日掲示済)

奈良市告示第703号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定によりあやめ池土地区画整理事業の規準及び事業計画の変更（第1回）を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年12月22日

奈良市長 藤原昭

1 土地区画整理事業の名称

あやめ池土地区画整理事業

- 2 施行者の住所及び名称
住所 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号
名称 近畿日本鉄道株式会社
- 3 事業施行期間
平成20年2月29日から平成22年9月30日まで
- 4 施行地区
奈良市あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目、あやめ池北三丁目及びあやめ池南二丁目の各一部
- 5 事務所の所在地
奈良県生駒市辻町763の1（近鉄不動産株式会社資産管理部内）
- 6 施行認可の年月日
平成20年2月29日
- 7 規準及び事業計画の変更（第1回）認可年月日
平成20年12月22日
- 8 事業年度
毎年4月1日より翌年3月31日まで
- 9 公告の方法
事務所の掲示板に掲示する。
(平成20年12月22日掲示済)

奈良市告示第704号

平成20年12月21日に執行した大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員選挙の当選人を土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第4項の規定により、次のとおり決定したので、同條第5項の規定により公告します。

平成20年12月22日

奈良市長 藤原 昭
宅地の所有者から選挙される委員の当選人

氏名	住所
岡本 博	奈良市西大寺芝町一丁目3番8号
西上 晴樹	奈良市菅原町199番地の5
上田 明	奈良市青野町70番地
今中 健雄	奈良市横領町407番地の1
吉松 道雄	奈良市菅原町517番地
梅森 朔夫	奈良市菅原町533番地
鮫田 二郎	奈良市菅原町280番地の1
森本 忠一	奈良市西大寺南町1番39号

(平成20年12月22日掲示済)

- 3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
富雄元町第2幹線-24	奈良市百楽園三丁目415-1	奈良市百楽園三丁目432-65
敷島幹線-120	奈良市朝日町二丁目1-1	奈良市敷島町一丁目1120-44

奈良市告示第705号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年12月22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年12月22日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年12月22日掲示済)

奈良市告示第706号

奈良市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和51年奈良市規則第11号）第11条の規定により、次のとおり公示します。

平成20年12月24日

奈良市長 藤原 昭

- 1 取消し年月日 平成20年12月24日
- 2 指定工事店 指定番号 第255号
店舗の所在地 奈良市古市町1200
会社名 岸田設備
代表者 岸田 栄義

(平成20年12月24日掲示済)

奈良市告示第707号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成20年12月25日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成20年12月25日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成21年1月8日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市百楽園三丁目、朝日町二丁目、敷島町一丁目、秋篠新町、法華寺町、藤原町、南京終町一丁目、東九条町及び今市町の各一部

敷島幹線-121	奈良市敷島町一丁目1120-44	奈良市敷島町一丁目1120-44
敷島幹線-122	奈良市敷島町一丁目1094-1	奈良市敷島町一丁目567-4
敷島幹線-123	奈良市秋篠新町241-25	奈良市秋篠新町241-29
敷島幹線-124	奈良市秋篠新町241-9	奈良市秋篠新町241-29
都跡幹線-300	奈良市法華寺町284-2	奈良市法華寺町284-1
都跡幹線-301	奈良市法華寺町284-1	奈良市法華寺町284-7
都跡幹線-302	奈良市法華寺町284-30	奈良市法華寺町286-4
藤原幹線-49	奈良市藤原町1-2	奈良市藤原町9-2
藤原幹線-50	奈良市藤原町993	奈良市藤原町3-2
藤原幹線-51	奈良市藤原町167-2	奈良市藤原町160
藤原幹線-52	奈良市藤原町6	奈良市藤原町7
藤原幹線-53	奈良市藤原町140-2	奈良市藤原町225-1
大安寺第1幹線-212	奈良市南京終町一丁目154-4	奈良市南京終町一丁目154-9
東九条幹線-153	奈良市東九条町668-2	奈良市東九条町686
帶解幹線-161	奈良市今市町356-1	奈良市今市町263-2
帶解幹線-162	奈良市今市町356-1	奈良市今市町358-1
帶解幹線-163	奈良市今市町356-1	奈良市今市町286-2
帶解幹線-164	奈良市今市町286-2	奈良市今市町274-1
帶解幹線-165	奈良市今市町265-3	奈良市今市町263-1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成20年12月25日掲示済)

奈良市告示第708号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第129条第2項の規定に係る充当通知書については、その送達を受けるべき者の所在地等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年12月25日

奈良市長 藤原昭

1 送達をすべき文書

充当通知書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成20年12月25日掲示済)

奈良市告示第709号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成20年12月26日

奈良市長 藤原昭

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	中部第264号線	三条大路二丁目516-1地先から四条大路三丁目929-1地先まで	前	4.7~6.1	140.0	
			後	4.7~11.4	140.0	

(平成20年12月26日掲示済)

奈良市告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成20年12月26日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室

土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成20年12月26日

奈良市長 藤原昭

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
1	中部第264号線	三条大路二丁目516-1地先から四条大路三丁目929-1地先まで	4.7~11.4	140.0	

(平成20年12月26日掲示済)

奈良市告示第711号

奈良市温泉施設条例（平成17年奈良市条例第42号）第3条の3第2項の規定により次のとおり開場時間を変更します。

平成20年12月26日

奈良市長 藤原昭

- 1 施設名
都郡温泉フィットネスパード
- 2 開場時間を変更する日
平成21年1月1日（祝）から同月3日（土）まで
- 3 變更後の開場時間
午前11時から午後7時まで（ただし、入場は午後6時30分まで）

(平成20年12月26日掲示済)

奈良市告示第712号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項の規定により廃物と認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成20年12月26日

奈良市長 藤原昭

1 放置場所

1号物件	奈良市針町地内（針テラス駐車場内）
------	-------------------

2 自動車の種類

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号物件	トヨタ	ハイエース	普通	白	なにわ400 め888	TR200- 0041963

3 処分年月日

平成21年1月10日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

観光経済部観光振興課 電話 0742-34-1111

(平成20年12月26日掲示済)

奈良市告示第713号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年12月26日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。2 移動年月日
平成20年12月26日3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年12月26日掲示済)

公営企業**奈良市水道局告示第57号**

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年12月18日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社フクトミ	代表取締役 島村禮孝	大阪府大阪市浪速区 大国二丁目1番6号	平成20年 12月12日

(平成20年12月18日掲示済)

奈良市水道局告示第58号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年12月18日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
岸田設備	岸田栄義	奈良市古市町1200番地	平成20年 12月12日

(平成20年12月18日掲示済)